

船舶事故調査報告書

平成30年4月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年11月15日 20時50分ごろ
発生場所	岡山県笠岡市六島 ^む 東方沖 六島灯台から真方位096° 1.9海里（M）付近 （概位 北緯34° 17.8′ 東経133° 34.3′）
事故の概要	ケミカルタンカー ^{ツイン ハナ} FINE HANAは、西南西進中、また、漁船 ^{こうえい} 第八弘栄丸は、えい網しながら東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年11月21日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A ケミカルタンカー FINE HANA（大韓民国籍）、732トン 8713952（IMO番号）、HANA MARINE CO.,LTD B 漁船 第八弘栄丸、4.8トン OY3-22063（漁船登録番号）、個人所有 第271-28026号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A（大韓民国籍）、免状不詳 航海士A（インドネシア共和国籍）、締約国資格受有者承認証 三等航海士（大韓民国発給） B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷中央部の外板及びハンドレールに凹損を伴う擦過傷 B 球状船首及び右舷船首部外板に亀裂を伴う擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約8.0m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0～1.5m
事故の経過	A 船は、船長A及び航海士Aほか9人（大韓民国籍2人、インドネシア共和国籍7人）が乗り組み、法定灯火を表示し、航海士Aが甲板手1人と共に船橋当直につき、六島東方沖を備後灘推薦航路線に沿って約9ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵により西南西進していた。 A 船は、航海士Aが、双眼鏡及びレーダーで右舷船首方約2.0MにB船を初認した後、しばらくして右舷船首方約0.15MにB船を認め、B船がA船に向けて接近していることに気付き、右舷後方に同航船がいたので、左舵10°を取ったところ、その右舷中央部とB船の右舷船首部とが衝突した。 航海士Aは、B船を初認した際、B船との距離がまだ十分にあると思ひ、B船の動向を注意して確認していなかったと本事故後に思った。

	<p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、法定灯火を表示し、六島東方沖の漁場において、約10km/hの速力でえびこぎ網をえい網し、船長Bが後部甲板で漁獲物の選別作業を行いながら東進中、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、後部甲板で漁獲物の選別作業をしていたので、周囲を見ておらず、A船に気付かなかったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>A船は、六島東方沖を西南西進中、航海士Aが、B船を初認した際、B船との距離がまだ十分にあると思い、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、B船が衝突のおそれがある態勢で接近していることに気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、六島東方沖をえい網しながら東進中、船長Bが、後部甲板で漁獲物の選別作業をしていて周囲の見張りを行っていなかったことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、六島東方沖において、A船が西南西進中、B船がえい網しながら東進中、航海士AがB船に対する見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが周囲の見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋当直者は、他船を初認した後も継続的に動向を確認するなど、常時適切な見張りを行うこと。 ・ 操業中においても、周囲の見張りを行うこと。